

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

## 新型コロナウイルスに感染したことによる傷病手当金適用期間が延長されました

南三陸町の国民健康保険に加入している人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた状態で仕事ができなかったことにより、その期間の給与が支払われなかった際には、傷病手当金が支給される場合があります。

支給にあたり審査がありますので、対象の人はお早目に申請をお願いします。

**●適用期間**

令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間

**●支給対象者**

下記の条件をすべて満たす人

■適用期間内に南三陸町の国民健康保険に加入していること

■被用者（所得税法上に規定する給与の支払いを受けている人）であること

■新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部の支払いを受けることができなかったこと

■労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過し、4日目から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日があること

**●支給期間**

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目以降）から、労務に服することができなかった期間。ただし、既に就労を予定していた日に限る。

**●支給額**

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

※1日あたりの支給額には上限があります。

**●注意点**

・労務に服することができなかった期間に、給与の全部または一部（※傷病手当を上回る額）を受け取ることができる人は対象外です。

・後遺症の影響や、会社の指示で療養期間後に引き続き休業していた期間は対象外です。

・個人事業主（一人親方）、フリーランスなどの人は対象外です。

・シルバー人材センターの配分金は給与などに該当しないため、対象外です。

**●申請方法**

対象となるかの聞き取りをさせていただきますので、申請を希望する人は、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373



## 証明書のコンビニ交付が利用できます

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）から各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書など）が取得できるサービスです。

### 便利・簡単



**いつでも**

午前6時30分から午後11時までご利用いただけます。お昼休みや市区町村窓口の閉庁後（夜間、休日）でも、いつでも必要なおとぎにご利用いただけます。※年末年始は休止します。



**どこでも**

町内に関わらず、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストア店舗内に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）より証明書が取得出来ます。



**かんたんに**

全国のコンビニエンスストア店舗でも証明書が取得出来ます。証明書が急に必要になった時も、出先の店舗に設置されているキオスク端末から、簡単操作ですぐに取得出来ます。

### 取得できる証明書

コンビニ交付で取得できる証明書の種類は、以下のとおりです。

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明書

**安心**

利用者の多いコンビニエンスストア等店舗でも、個人情報を守ります。

1. 周りの人の目に触れずに証明書が取得できる
2. マイナンバーカードや証明書の取り忘れ防止
3. 通信ネットワークの安全対策
4. 証明書の偽造・改ざん対策



## おらほの納税教室

確定申告書などを提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と本人確認書類（番号確認書類および身元確認書類）の提示または写しの添付が必要です

- ★マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認ができます。
- ★マイナンバーカードを持っていない人は、以下の書類をお持ちください。

番号確認書類	身元確認書類
●通知カード ※1	●運転免許証
●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）	●公的医療保険の被保険者証 ※2
●パスポート	●身体障害者手帳
●その他のうち、いずれか1つ	●その他のうち、いずれか1つ



- ※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- ※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号および被保険者記号・番号部分にマスキング処理（番号などが復元できない程度に黒マジックペンなどで塗りつぶすこと）をしてください。

### 令和4年度 町民税申告相談受付日程

★受付区分（世帯の収入の種類によって、受付区分が異なり、受付日を指定しています）

受付区分	対象世帯
受付区分 A	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円未満（1円～999,999円まで）の世帯
受付区分 B	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円以上（1,000,000円～9,999,999円まで）の世帯 ※事業収入の合計金額が1,000万円以上ある人は、翌年以降の消費税申告が必要となるため、税務署で申告してください。町の申告会場では受け付けできません。
受付区分 C	漁業や農業、自営業などの事業収入が全くない世帯 (例) ・給与収入、年金収入のみの世帯 ・受付区分「A」および「B」に該当しない世帯で、土地や建物などの譲渡収入、不動産の貸付による不動産収入などがある世帯
受付区分 D	指定日に来場できない世帯（収入の種類や地区に関係なく受け付けます。） ※混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

★受付カレンダー（受付会場と受付区分を確認してください。）

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区（行政区）等
総合体育館 （ベイサイドアリーナ） 文化交流ホール	2月10日	金	C	戸倉地区
	2月11日	土	休み	
	2月12日	日	C	志津川地区（旭ヶ丘、西ヶ丘） ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	2月13日	月	A	
	2月14日	火	休み	
	2月15日	水	B	
	2月16日	木	C	志津川地区（新井田、志津川中央、中央、大森）
	2月17日	金	C	入谷地区
	2月18日	土	休み	
	2月19日	日	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	2月20日	月	C	志津川地区（沼田、沼田東、東ヶ丘、天王山、天王山中央）
	2月21日	火	休み	
	2月22日	水	B	※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	2月23日	木	休み	
	2月24日	金	A	※受付時間は午後2時から午後4時までです。
2月25日	土	休み		
2月26日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。	
2月27日	月	C	志津川地区（指定のない行政区）	
2月28日	火	休み		
3月1日	水	A		
3月2日	木	A	※受付時間は午前9時から午前11時までです。	

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区（行政区）等
歌津総合支所 検診室	3月3日	金	休み	
	3月4日	土	休み	
	3月5日	日		世帯全員の収入が給与・年金のみの人を対象とした受付日【完全予約制】
	3月6日	月		
	3月7日	火	A	
	3月8日	水	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	3月9日	木	C	歌津地区
	3月10日	金	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
	3月11日	土	休み	
	3月12日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。
3月13日	月	B		
3月14日	火	A		
3月15日	水	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から午前11時までです。	

対象となる受付区分の日以外に来場された場合は受付できません。

◆受付時間◆

午前の部	午前9時から午前11時まで
午後の部	午後2時から午後4時まで

※受付時間を設定している日がありますので対象地区等の欄をよくご確認ください。ご来場願います。  
※ベイサイドアリーナ（志津川会場）は、施設管理の関係から「午前9時」開館となっております。

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372